

第2回兵庫県規制改革推進会議 議事要旨

1 開催実績 令和7年11月5日(水) 9:30~10:30 県庁3号館第1委員会室

2 出席委員 岸 敏幸 (兵庫県経営者協会専務理事)
中後 和子 (学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)
中川 丈久 (神戸大学大学院法学研究科教授)
長谷川 尚吾 (日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)
馬場 美智子 (兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授)
三宅 康成 (兵庫県立大学環境人間学部教授)

(五十音順)

(オブザーバー)

山名 宗悟 (県町村会会長(神河町長))

※ 酒井 隆明 (県市長会会長(丹波篠山市長)) は代理出席

3 報告事項

オブザーバーの変更に伴う兵庫県規制改革推進会議設置要綱の改訂を報告

4 審議事項

<第1回会議で継続審議となった事項>

① 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し (委員)

この対応方針は提案内容に即した回答と考えてよいか。

(事務局)

そのように考えている。

(委員)

例外があることをしっかり周知することなので、問題ないように思えるがいかがか。(→意見なし)

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

② 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し (委員)

神戸市等「写しで可」としている自治体は、今回の対応方針のように原本を持参してもらい、確認したうえでのものか、それとも純粹に写しのみの提出で可としているのか

どちらか。

(所管部局)

ケースバイケースと伺っている。原本が最終的に誰の手元に残るかについては、申請者本人に委ねられている。他の自治体では、原本を既に自治体に提出している場合が多く、その自治体で原本を確認済みであるとの仮定にたって、写しで可としている。したがって、最初の時点で原本と写しに相違ないことの確認を求めたとしても、本県だけが特段厳しい対応をしているわけではないと認識している。

(委員)

以上の説明を踏まえて、この対応方針についていかがか。(→意見なし)

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

<令和7年度の新たな審議項目>

① 主任介護支援専門員資格取得にかかる実務経験要件の見直し

(委員)

社会福祉士と介護支援専門員の資格を比べると、社会福祉士の方が難しく、取得にも時間がかかる。そうした資格を有する者が介護支援専門員の実務に携わっている場合に実務経験に含まれない点が改善されるのは、人材不足の業界ということも踏まえてもよいことだと考える。5年ごとに研修を受講するので、専門性も維持される。

(委員)

見直しの方向性自体が適切ということで理解したがいかがか。(→意見なし)

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

② 埋蔵文化財の発掘にかかる届出事務の見直し

(委員)

届出が必要な面積基準などの規定はあるのか。

(所管部局)

幅1m未満のものは工事の安全上発掘調査はできないが、そのことも含めて確認が必要なため、全ての面積について届出してもらっている。

(委員)

大きな家屋を解体し、その土地に2～3件の家屋を建てるケースをよく見かけるが、その場合も再度掘削が必要になるので、この届出が必要ということか。

(所管部局)

地下に埋蔵文化財があれば、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されているので、その土地で掘削を伴う工事を行う場合には全て届出が必要となる。

(委員)

同じ場所での届出を受ける場合に、現地あるいは書類でどのようなことを確認しているのか。

(所管部局)

例えば基礎で50cm掘るなど、工事内容を図面で確認し判断している。埋蔵文化財は地下にあるため、その深さに達しないものについて工事を止めることはないが、そこに達するかどうかを判断するため、断面図も含めた工事図面を提出してもらっている。

(委員)

これまでと異なる工事が行われる可能性がある場合も鑑みて、慎重に審査をしなければいけないということか。

(所管部局)

そのとおりである。

(委員)

本件は工事をする事業者・施工主も含めて不安を抱える事案。例えば深く掘らない前提で工事を開始したところ、土壌が弱いことが判明し、土壌改良や杭打ちが必要となるなど工事内容や掘削深度が変わってしまった場合に、急いでこの届出が必要になる可能性もあるのか。

(所管部局)

可能性はある。しかしながら、本県では年間1,000件程度の届出を受けているが、個人住宅ぐらいであれば地下への影響は少なく、マンションのように地下を大きく掘削するような場合に発掘調査をしてもらっている。したがって、大きく工事内容が変わってしまうケースはほとんどないと考えている。

(委員)

当方もこの規定に基づき、不安を抱えながら発掘調査を見守ったことがある。その時は埋蔵文化財が確認されなかったとの報告を受け、無事に工事を続行できた。とはいえ、埋蔵文化財自体は大事なものと認識しているので、参考としてどの程度の規模であるかと伺った。

(委員)

まとめると、電子メールでの申請に関しては、セキュリティの問題もあることから、各市町の環境が整わない限り、引き続き働きかけていくことにしたい。市町審査についても、現状どおりとせざるを得ない部分があり、県としても早期の審査に努めているとのことであるが、これでよいか。(→意見なし)

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

③ 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

(委員)

提案は他の書類と時点が整合していないのでなにか考えてもらえないかとのことであるが、例えば決算状況が大きく変わってしまったとか、前年度の書類になるとその事業者が不利を被るとか、そのような事例はあるのか。そうした場合に、例えば前年度の書類を出さず、今年度の書類を出し直すことで訂正が可能になることはあるか。

(所管部局)

チェックしているのはあくまでも事業の継続性や健全性、納税の有無であるため、前年度の書類が提出されたからといって、特に事業者が困る事態はないと認識している。出し直しも可能性としてはあるかもしれないが、出す側・受け取る側の双方にとって手間が二重になるので、お互いの手間を考えると現状の方法が適切だと考えている。

(委員)

この届出は毎年提出するものでよいか。

(所管部局)

毎年提出してもらっている。

(委員)

4月30日までに提出が必要な届出なため、この場合の納税証明書は前年度のものでよいと周知しているということによいか。それしか出すものもないが。

(所管部局)

ご指摘のとおりで、それしか出すものがないので、それを出すよう依頼している。

(委員)

原因は建設業法施行規則にあるということか。そのような提出期限に設定したのは同規則なので。

(所管部局)

法令遵守の観点からするとそのような認識となる。

(委員)

前年の納税証明書は納税していれば必ず出ているので、今回の提案は変更届の提出のために再度納税証明書の取得を申請しなければならない点を手間を感じているとの認識でよいか。事業者にとって、確定申告書の第一表の写しに代えるメリットがどのような点にあるのか教えてほしい。

(所管部局)

あらためて納税証明書を取り直す場合に、そのための手数料が必要な点があるかもしれない。

(委員)

納税証明書の日付は何箇月以内のものを求めているのか。

(所管部局)

発行日が3箇月以内のものを求めている。

(委員)

納税証明書でなぜ新しいものが必要なのか。いつの日付のものでもいい気がするが。もっとも3箇月か1年前かに関わらず取得するのは1回なので、あまりこの点は利便性には関係がないか。

(所管部局)

1年前の納税証明書の取得となると、前年度に使ったものと同じものなので、いつ取得したものかとはともかくとして、毎年最新の納税証明書を提出してもらう必要がある。少なくとも前年度と同じ納税証明書の提出は認められないと考える。

(委員)

3箇月以内の納税証明書を求めることで、手間が増えるかどうかというと、手間は増えないとの認識でよいか。

(所管部局)

その点はそのように認識している。

(委員)

要するに8月以前に取得する納税証明書は基本的に同じものになるとの理解でよいか。

(所管部局)

そのとおりである。

(委員)

3箇月以内にしておく、絶対に前年度と被った納税証明書を取得してしまうことはない、一手間省けるということか。一方で、どの事業者でも確定申告は行うことから、確定申告書の第一表で代用が可能であれば手間がかからない。この点が事業者にとってのメリットとして提案されたと認識してよいか。

(所管部局)

そのように認識している。

(委員)

毎年決まった作業であることを踏まえると、そこまで手間がかかることもなく、現状を維持するとの回答は適切であるとの結論でどうかと思うがいかがか。(→意見なし)

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。

④ 河川区域の引込電線撤去にかかる許可申請方法の見直し

(委員)

「所管土木事務所へ一報を入れて」と記載があるが、河川によっては国管理の場合もあるが、これは県管理の河川に限ったものと考えてよいか。

(所管部局)

県が管理している区間を想定している。

(委員)

県管理とはいえ、河川法の適用があるので、基本的に県独自の判断は難しいとの方針には同意できる。

(委員)

直接提案に関することではないが、対応方針において、緊急の場合には事後的な許可申請を受け付けるとのことであるが、事後に許可する意味はどこにあるか。無許可工事でないことを事後的に整理するものとの理解でよいか。

(所管部局)

特に緊急を要する場合に、先に工事内容を伝えてもらったうえで、許可申請を事後に行うということは、非常に形式的ではあるが、法律上は許可が必要なので、申請と許可という行為が必要であると考えている。

(委員)

それは結局無許可工事ではないと整理する必要があるとの認識でよいか。

(所管部局)

そのような考え方になると思う。

(委員)

これは全国的に、あるいは一般的に行われていることか。例えば緊急ではなく、申請を忘れていたということもあると思うが、その場合でも事後に許可することはあって、それは珍しいことではなく、各現場で行われているとの理解でよいか。

(所管部局)

当然事前に申請があり、それに対して許可するという手順を踏むことが適切である。しかしながら、例えば申請漏れがあった場合や、今回のように緊急事態でその手順を踏む暇がなかったということであれば、現場の判断で事後に受け付け、書類上も不備がないことを審査したうえで許可することがあると理解している。

(委員)

意地の悪い言い方をすると、現実には提案どおりになっているということか。事後でも内容が適切である前提になると思うが。事後の場合、工事内容が不適切な場合は許可が受けられず、改善命令や措置命令が発出されることも事業者側の責任として負わなくてはならないが、現実にはそのようなことがあり得るとの理解でよいか。

(所管部局)

実際のところは現場の運用になるが、もし本当に悪質な対応や工事が行われている場合は河川法上も監督処分等の規定があるので、それらをもって処分することになると考えられる。

(委員)

提案者は河川法や同法施行規則を熟知したうえで、このような運用をしているものの、規制を熟知していない事業者により提案者に負担がかかることがあり、それを回避したいということだと認識している。普段から河川の近くで仕事をしている事業者であれば河川法を熟知していると思うが、そうでない事業者が小さい工作物とはいえ勝手に作ってしまった結果、河川法に抵触し長期間工事がストップしてしまったケースを聞いたことがある。本件とは関係なく、本来は国がやるべきことかもしれないが、もっと河川区域での規制について周知徹底してはどうか考える。

(委員)

それはむしろ解体業者に向けてということか。

(委員)

解体業者も含めて、工事に関係する者に対してになると思う。

(委員)

そもそも聞き入れない解体業者がいて、そのような事態が発生していることも驚きであるが、家屋の所有者が契約した解体業者が相手ということで、提案者においても要求を飲ませる方法がないということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

周知徹底といっても知らない方は知らないままであるし、解体業者も家屋の所有者に早く解体してほしいと言われているのかもしれない。結局誰に周知するのが適切なのか。

(委員)

やはり建設業者など、許可を有する事業者になると考える。

(事務局)

よくあるケースとして、解体業者として家屋の解体部分は把握しているけれども、河川区域に電線が通っているところまで把握できていないことがあり、その部分が提案者の管轄になってしまう結果、追加で許可申請の必要が出てきてしまうケースが多いと聞いている。

(委員)

やはり事後に判明した、あるいは直前になって判明するケースが多いとのことで理解した。

(事務局)

本来その部分も含めて解体業者が責任をもって把握すべきだと思うが、そのようなケースがないとは言えない状況である。

(委員)

周知してはどうかとの提案について、その方法は考えられるか。

(所管部局)

現在も各土木事務所ではチラシ等で周知を図っている。果たしてどれくらい読まれているかという課題はあるが、全く周知をしていないわけではない。

(委員)

自宅が河川法の区域内かどうかわかるマップのようなものはあるのか。

(所管部局)

土木事務所には河川台帳があり、河川区域がどこか図面でわかるようにはなっている。それがインターネット上で公開されているかという点、そこまではできていない。

(委員)

例えば個人が河川区域内に自宅があるかどうか、知ろうと思えば知れるということではどうか。

(所管部局)

所管土木事務所に問い合わせれば確認は可能である。

(委員)

一番いい周知は命令を出すことだと思う。相手は工事の依頼主になり、工事のやり直しを命令することになるか。誰かが損をしない限り、いくら周知しても自分事としてみしてくれないことはよくある話である。

(所管部局)

補足であるが、家屋を建てる施工時にも電線を張るための占用許可をとるはずであり、本来であれば施工業者から解体業者へその情報が引き継がれていなければいけない。しかしながら、それができていない実態もあるのだと考えられる。

(委員)

様々な関係者がいろいろなミスをする可能性があるので、結局この問題は今後も起き続けることが想定される。そうすると事後の許可申請は、数は多くないにしてもそれなりに起きる現象だと理解する必要がある。だからといってそれは原則認めるわけにもいかず、国の制度であることも鑑みて、現状の運用を維持する運用は適切であるとの結論にしたいと考えるがいかがか。(→意見なし)

《審議を踏まえた対応方針》

所管部局の対応案どおりの方針とする。